

くれ子育てねっと等広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、インターネット上で呉市が開設している子育て情報総合サイトくれ子育てねっと及びくれっこガーデン（以下「くれ子育てねっと等」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定める。

(広告の基本原則)

第2条 広告の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) くれ子育てねっと等を閲覧する者に不利益をもたらすことのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法令及び社会秩序を守るものであること。
- (6) 掲載された広告内容についての一切の責任は当該広告の申込者が負い、市は責任を負わないものであること。

(掲載しない広告)

第3条 前条に規定する基本原則に基づき、広告の画像及びそのリンク先のページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、くれ子育てねっと等に掲載しない。

- (1) 法令に違反しているもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反しているもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥しようとするもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、くれ子育てねっと等に掲載する広告として適当でないとして市長が判断するもの

(広告の規格等)

第4条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦80ピクセル、横224ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション可）、JPEG又はPNG。ただし、アニメーションGIFなど動きのあるものを使用する場合にあっては、閲覧する者の目への負担が大きくなるようなものとする。
- (3) 容量 10キロバイト以下

2 広告枠の位置及び枠数のほか、必要な事項を仕様書に定める。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告枠一枠当たり月額5千円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、月を単位とし、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を希望することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、市長が定める。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、くれ子育てねっと等その他の市の広報媒体を利用して行う。

2 広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項に規定する方法により募集する。

(広告掲載の優先順位)

第8条 掲載申込者数が第4条第2項に規定する枠数を超える場合(第3条各号のいずれにも該当しないものに限る。)は、次に掲げる順位で掲載する広告を決定する。この場合において、同一の掲載順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することとする。

(1) 第1順位 国、他の地方公共団体及びこれらに類するもの

(2) 第2順位 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの

(3) 第3順位 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で、市内に事業所等を有するもの

(5) 第5順位 前2号に掲げるもの以外の私企業、自営業者等

2 前項の規定によっても掲載する広告を選定できないときは、申込み順とする。

(掲載申込み及び掲載する広告の決定)

第9条 掲載申込者は、くれ子育てねっと等広告掲載申込書(様式第1号)を別に定める期限までに市長に提出する。

2 市長は、必要と認めるときは、申込者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、掲載の可否について、くれ子育てねっと等広告審査会(以下「広告審査会」という。)において、広告内容等の審査を行うものとする。

4 市長は、申込者に対し前項の規定による審査の結果を、くれ子育てねっと等広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により速やかに通知しなければならない。

(広告審査会)

第10条 前条第3項の規定により、広告内容等について審査を行うため、広告審査会を設け、必要の都度開催する。

2 広告審査会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(広告掲載料の納付)

第11条 第9条第4項の規定により、広告の掲載を決定した旨の通知を受けた者(以

下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿(画像データ)を自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された広告原稿(画像データ)の内容及びリンク先が第3条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要領に違反していないことを確認するものとする。

3 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿(画像データ)が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿(画像データ)又はリンク先の変更を求めるものとする。

4 広告原稿(画像データ)の作成については、この要領に定めるもののほか、必要な事項を仕様書に定める。

(広告の掲載)

第13条 市長は、第10条の審査会において適当と認めたとき及び前条の規定により提出のあった広告原稿(画像データ)が適当と認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載を一時中止することができる。

(1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 指定された期日までに広告主が広告原稿(画像データ)を提出しなかったとき。

(3) リンク先のページの内容が第3条の規定に該当したとき。

(4) その他くれ子育てねっと等への広告掲載が不相当であると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載を一時中止した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告内容等の変更)

第15条 広告主は、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、市長に対し、くれ子育てねっと等掲載広告等変更申込書(様式第3号)を提出し、その承認を得るものとする。

(広告掲載の中止の申出等)

第16条 広告主は、くれ子育てねっと等への広告の掲載を中止する場合は、掲載を中止しようとする日の前月の10日までに、市長に対し、広告掲載中止申出書(様式第4号)を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合、掲載した広告を削除するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により広告掲載を中止した場合は、既納の広告掲載料から広告の掲載を開始した月から中止した日の属する月までの広告掲載料を差し引いた額を当該広告主に対して返還するものとする。

- 4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第17条 市長は、広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

- 2 市長は、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、連続して24時間以上にわたり広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。

- 3 前項の場合において広告を掲載できなかつた期間が1か月に満たない場合の当該月分の広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

- 4 広告主は、第9条第4項の規定により決定を受けたくれ子育てねっと等への広告の掲載の権利を、他に譲渡してはならない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

令和23年2月18日 施行